

議案第 18 号

向日市都市公園等の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

向日市都市公園等の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 23 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市都市公園等の設置に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

向日市都市公園等の設置に関する基準を定める条例（平成24年
条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（公園施設に関する制限等）

第5条 市の設置に係る都市公園についての令第8条第1項の条例
で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

〈参 考〉

向日市都市公園等の設置に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p><u>(公園施設に関する制限等)</u> <u>第5条 市の設置に係る都市公園についての令第8条第1</u> <u>項の条例で定める割合は、100分の5.0とする。</u></p>	